

第108回臨時会

南部町議会会議録

令和4年3月30日 開会

令和4年3月30日 閉会

南部町議会

第108回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（3月30日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○閉会の宣告	15
○署名議員	17

令和4年3月30日（水曜日）

第108回南部町議会臨時会会議録

（第1号）

第108回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年3月30日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 40号 上告及び上告受理申立てについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保利 樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤 祐直 君 副 町 長 佐々木 俊昭 君
総務課参事 久保田 敏彦 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 館 崎 あつ子

班

長 小 林 京 子

総括主査 坂 本 裕 昭

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第108回南部町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本臨時会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、馬場又彦君。

(議会運営委員会委員長 馬場又彦君 登壇)

○議会運営委員会委員長（馬場又彦君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、第108回南部町議会臨時会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出の案件が議案1件であります。

本臨時会の会期につきましては、本日、3月30日、1日としましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告とします。

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、11番工藤正孝君、14番根市勲君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、3月30日、1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日、1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告については、配布のとおりですので朗読は省略します。

本臨時会の上程は、町長提出の案件が議案1件であります。日程により議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 議員各位におかれましては、本日招集の第108回南部町議会臨時会を開会するに当たり、年度末のご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件は議案1件でございます。内容についてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

議案第40号「上告及び上告受理申立てについて」であります。これは、令和元年12月に中央公民館他解体工事の件で、当町が訴訟をおこされました件に関し、第1審の青森地方裁判所の判決では当町が全面勝訴したにも関わらず、第2審の仙台高裁裁判所におきまして、控訴人である相手方の主張が一部認められた判決が下されましたので、最高裁判所に上告することについて地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の内容でありますので、慎重審議の上、何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、議案第40号「上告及び上告受理申立てについて」を議題とします。

本案について、地方自治法第117条の規定により、4番夏堀嘉一郎君は除斥の対象となりますので、議場からの退席を求めます。

※4番 夏堀嘉一郎君 退席

○議長（夏堀文孝君） 本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

議案第40号「上告及び上告受理申し立てについて」ご説明いたします。

1、議案の概要であります。仙台高等裁判所令和3年（ネ）第117号損害賠償請求控訴事件に関し、上告及び上告受理申し立てをしたいので議会の議決を求めるものであります。

2、事件の概要であります。建設業者である控訴人が、被控訴人が発注した中央公民館他解体工事について、指名競争入札で落札して仮契約を締結したが、被控訴人議会が本契約の締結を否決したこと及び改めて実施された指名競争入札において指名されなかったことについて、損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めたものであります。

3、判決内容であります。第1審の青森地方裁判所八戸支部の判決は本町の主張を全面的に認めたものでありましたが、これを不服として控訴人が仙台高等裁判所に控訴したところ、第2審では本町の主張が一部認められない判決がありました。

説明資料の4ページをお開き願います。

4、上告及び上告受理申し立ての要旨であります。本件の訴訟において、本町議会の議決には裁量権の逸脱またはその濫用はないことを一貫して主張してきたところではありますが、1審とは異なる判決となったことから最高裁判所に上告及び上告受理申し立てを行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） まず最初に、資料の4ページ。

○議長（夏堀文孝君） マイクを向けて。

○16番（川守田稔君） 失礼しました。

資料の4ページにあります「法令の解釈に関する重要な事項につき」とありますが、これは具体的にどういうことになるわけでしょうか。聞こえませんでしたか。

「法令の解釈に関する重要な事項につき誤りがあることから」これは具体的な意味はありますか、お答えください。

○議長（夏堀文孝君） どの資料の何ページですか。

○16番（川守田稔君） 資料の4ページと申しました。

上告及び上告受理申立ての要旨、下から2行目ですね。

それから、上告の提案者は町長と理解しますがそれでよろしいでしょうか。

それからですね、これまで弁護士費用、裁判費用として支払った額はいくらになりますか。

それから、最高裁に臨んで、どれぐらいの費用が新たにかかることになるか説明願います。

もうひとつ、自治体が訴えられる、訴えるとなるとですね、青森でしたか、県のそういう弁護士がおられたと記憶してるんですが、今回、たいよう事務所に依頼した、その意図についてご説明ください。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） まず一番最初のご質問ですが、法令違反というのがどのようなことかということですが、考え方といたしましては、まず憲法第92条では「地方公共団体の組織と運営は地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」としてございます。同じく憲法の第93条では「地方公共団体には、その議事機関として議会を設置する」と定められております。本件に関しましては、憲法で定められた議会が地方自治法に基づき議決したものでありますので、それを違法としたことは憲法に違反し、また、法令の解釈に関する重要な事項につき誤りがあると考えております。

次に、上告するのは町長になりますかと、南部町でございますので、もちろん、代表は町長になります。

次に、弁護士費用についてでございますが、少しお待ちいただきたいと思います。現在までに要している費用でございますが、1審、2審合わせまして154万円、それに通信費等の費用も、もちろんかかってございますが、それについてはちょっと数字のほうははっきりわかりませんが、弁護士のほうの費用としましては、154万円でございます。

そして次が、今後、上告する上でですね、どれぐらいの費用が発生するのかということですが、訴訟費用といたしましては、2万6,000円にプラス切手代等の費用がかかるものと考えております。これに関しましては、弁護士費用の着手金等は不要となっております。

そして最後、県の弁護士とのお話でしたが、今回、南部町におきましてはこれまでと同様にですね、弁護士法人たいよう総合法律経済事務所に委託、委任お願いするという形で考え

てございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。16番、川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） おはようございます。

私はこの議案について、まずは賛成であるのか反対であるのかということ以前にですね、少々懸念するところが二、三ありますので、そのところを申し上げたいと思います。

1つ目、当該原告判決文においては、地方自治法の趣旨、地方議会の議決権の広範な裁量を肯定した上で、否決することにおよそ合理的な理由がないと言わざるを得ないから裁量権の逸脱またはその乱用があるものとして違法であり、控訴人に対して不法行為を構成すると言うべきであると強い口調で断定しております。さらには、一般に言う権利の濫用についての成立要件を踏まえた文章の構成であるのは一読すればよく理解できます。ですが、以上あくまで私の個人的な解釈であることを申し添えるものであります。このような判決文が上告審におけるルールのもと覆される余地があるのでしょうか。1つ目の懸念であります。

私が懸念する2つ目を申し上げます。

本案件においては、違憲判決が日本国憲法第92条に違反するものであるとの主張であります。この日本国憲法92条に挑みかかることが懸命な姿勢なのでしょうか。当該原判決において、重ねて申しますが、地方議会の議決権の広範な裁量権を肯定した上での判決と読むことができることは先ほども申し上げたとおりであります。また、日本国憲法92条の解釈を、仮にですよ、仮にあくまで地方自治体のことは地方自治体が自由に決めていいのだと、定義、解釈するものと仮定したとしても、同憲法第10条から第40条まで、第3章国民の権利及び義務の章においては、日本国憲法第12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福

社のためにこれを利用する責任を負ふ。」とうたわれております。繰り返します。「又、国民はこれを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」のであります。権利もあるし義務もあるということであります。キーワードは公共の福祉であります。日本国憲法を頂点として、その下にある法律、施行規則、通達等々と随所にこの公共の福祉という文言を読むことができます。つまりは、自由に決めてもいいけれど、いわゆる内在する制約に制限されますよということであります。これが日本の法体系の一部を構成しているというのが私の認識であります。さらに申し上げます。日本国憲法92条には、地方自治の本旨とうたっているだけであり、それ以上の言及がありません。調べてみると、住民自治と団体自治に分けて定義されておるようですが、肝心の地方自治の本旨自体については未だ研究、議論の途中であるというのが私の解釈であります。つまりは、自治体経営に関する全ての法律に従い自治体経営をなささいというのが地方自治の本旨と私なりに解釈しております。もちろん、自治体経営に関する法律の全てに内在する制約が存在すると考えるのが自然であると思います。極めて漠然としていて曖昧であると言えるかと思いますが、それにはそれなりの理由があるのかもしれませんが。以上を踏まえて、高等裁判所に臨んで、その切り札が日本国憲法第92条なのかというのが2つ目の懸念であります。

3つ目であります。

本件判決文を読めばわかることではございますが、本件、当該判決文が指摘しているのは、もっぱらが議会議決における不当性であり、訳を申せば、町長部局の事務处理的なことへの言及ではございません。その事務処理が極めて適切であったのかということはまた別問題として、今問われているのは紛れもなく南部町議会の在り方であり、その議会に臨む議員一人一人の姿勢であると解釈できると私は考えます。その意味で、このような判決が下された以上、本議案は町長提出案件としてではなく、議員提出とするのが物の道理かと考える次第であります。当該手続き及び上告審にかかる費用も当該議員が負担しあつて臨むのがこれまた物の道理かと考える次第であります。当該手続き及び上告審に係る費用も、当該議員が負担しあつて臨むのがこれまた物の道理かと考える次第であります。

ですが、このように事を進めるためには、議会の中での話し合いが必要かと思う次第ではありますが、これまで、果たして第1審、第2審の裁判経過について、それらの情報を適切に把握、理解してきた議員がおられるのでしょうか。私自身は間接的にそれらの情報に触れていたのみであり、どのような経緯においてもそれらの裁判経過について説明を受けた記憶が一切ありません。もとより、私を含め夏堀嘉一郎議員、滝田勉議員、八木田憲司議員、工藤愛議員については、

当該訴訟に係る責任の外にあるという認識は皆さんと同様でしょうから、私たちの何人かがその席に呼ばれなかったのかもしれませんが、ですが、皆さん当初からご承知のとおり、当該訴訟の被告は議会を含めた南部町であります。さらに、当該訴訟への対応においては公費を当てているわけですから、議会に対して何かしらの報告、説明がなされても当然かと思う次第であります。然るべき議会運営がなされて当然なところ、当該訴訟にかかる情報を共有できないような議会運営の実態は、本件判決に批判された南部町議会の実態の本質を垣間見るようで実に残念至極でもあります。これまで述べてきたことはあくまで私自身の印象として懸念するところであって、断定するものではないことを申し添えておきたいと思えます。

以上を踏まえ、私が先ほど述べた3つ目の懸念いたすところを理由に、本件提案への反対討論といたしたいと考えます。

改めて申し上げます。

1つ、本件提案は町長提出としてではなく、議員自身の反省の態度を誠実なる町民に示す意味も込めて、議員提出議案として対処すべき事案であるものと私は考えます。

2つ目、少なくともこれ以降の訴訟にかかる費用では、当該議員及びその関係者が負担すべきであり、みだりに血税に頼る態度、慣例を改め、議員個人それぞれの役割を改めて深く省みるべき事案ではないかと考えます。

以上、誠実なる町民を代表して反対討論といたす所存であります。

議員各位におかれましてはご賛同の意よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに反対者の討論はございませんか。6番、滝田勉君。

（6番 滝田勉君 登壇）

○6番（滝田勉君） まず初めに、工藤町長におかれましてははいよいよ新しい年度が始まります。より良いまちづくりのために町の舵取りをしていただきながら、より一層頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、今回の議案についてですが、私は反対の立場から発言させていただきます。

本日上程された議案に関連して、私はだいたい前でありますけれども、当時の議会の場で、工事契約の締結について入札の指名を町長から受けたそれぞれの会社・企業は、発注者側の様々な審査の結果、信頼できる企業として選定されていることから、入札の瑕疵が認められないとして賛

成の立場から討論させていただきました。現在もその考えは変わっておりませんし、私は今回の2番の判決について、行政も私たち議会もその結果を厳粛に受け止めなければならないと思っております。

以上のことから本日上程された上告の議案については、私は賛同することができません。
以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに反対者の討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、松本啓吾君。

（2番 松本啓吾君 登壇）

○2番（松本啓吾君） 私は今回の議案に関しまして、賛成の立場から発言をさせていただきたいと思っております。

まず、議会というものは、議会の決定は、基本的な考えは長が提案した決定をする議決機関、また、議事機関であります。まず、賛成、反対の討論をして、全員が納得した上で進めるというのが本来の趣旨ではありますけれども、そこには過半数議決、また、特別多数議決というものがありまして、それが議会の決定だと私は思っております。

また、ここでの議員一人一人の発言、これは、町民から選ばれた議員が住民の代弁者として責任をもって発言していると私は思っております。一個人の発言、考え方もあると思っておりますが、今回の発言の中でも久保議員の発言が感情的というところも書かれておりますけれども、私としては今回の賛成に関しましては町民の代表として意見を述べさせていただきたいと思っております。

今回の提案理由としてもあるとおり、今回本町で決まった議会の議決に関しては、裁量権の逸脱またその濫用はないと思っております。賛成討論に関しましても、私自身の考え、それは町民の代表として反対のほうの議決に立たせていただきました。

今回の裁判の判決に関しましては、このようなところから私も納得いかない部分もありますので、提案理由に対しまして賛成としていただきたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） ほかに賛成者の討論はありませんか。3番、久保利樹君。

（3番 久保利樹君 登壇）

○3番（久保利樹君） 私は、今回、今議案について賛成の立場から討論させていただきます。

今回の議案は、新庁舎をめぐる旧中央公民館の解体工事の入札のときの議会承認の場面から始まったわけであります。経緯については皆さんご存知のとおりかと思しますので省かせて討論させていただきますが、私は今回、この議会の議決、当時も、今もですね、私はこのまま進むべきだと考えております。我々南部町には16人の議員がいらっしゃいますが、我々16人は議会制民主主義において選挙によって、町民の代表として選ばれた16名で構成される議会であります。

今回、第2審の判決においては議会の判決において、恣意的な部分があるということで、報道等で見えておりましたが、我々16人は判決において恣意的な、私も含めて、恣意的な考えで賛成・反対をしたことは私は誓ってありません。今回の第2審の判決については、議会の存続自体を覆すものであり、また、南部町議会だけでなく、その他の地方自治体の議会に関しても多大な影響を与える可能性があると考えております。

よって、私は上告することに賛成であります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに賛成者の討論はありませんか。10番、中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） 私は、提案されました議案に対する賛成の立場から発言をいたします。

本案は、原告夏堀組が被告南部町に対しての訴状であります。我々、議会、個々に対する訴状ではありません。これに対して私は、あくまでも南部町として上告して、最後の法治国家であるこの憲法、それから地方自治法に関する解釈を最高裁の判断を仰ぐべきだということでの決意だと思っておりますので、私は賛成します。

確かに、我々否決したということが気になっていると思っておりますけれども、それぞれの議員が否決するためには色々な理由があったと思います。それぞれ考えた上で否決ということで、我々は町長提案されたもの、本来ならば1日でも早く庁舎の建設が進むということであれば、何を言っても賛成してどんどん進めるというのも1つの方法かもしれませんが、私自身もですね、実際に内容がいかななものかと思った原因の1つにはですね、当時夏堀嘉一郎議員が当選したときに、夏堀組社長という名刺を持って選挙戦、戦っていました。そして、南部庁舎反対で私は戦うという公約をして、この選挙を戦ってきましたということを我々議員の中でも発言しておりますし、私もそれをしっかり聞いております。それから、その後行われた夏堀組さんの100周年記念式典にも、元社長という名前で皆様にもご案内が入った。そして、式典も開くというようなこと

で、あくまでも社長としてこの選挙戦を戦ってきたものの継続で反対していくんだということを我々の前で表明されたものであります。ですから、私は当然夏堀組さんが指名を受けても、庁舎工事に関しては辞退するもんだろうという解釈、私自身はしてたんです。ですから、それしないでそのまま応札をして仮契約まで進む立場になったということで、私はどうしてもそれに対しては疑念を持ちました。あれだけ反対していく、最後まで反対するって言った人間が、現役の社長として選挙戦を戦った人間が、いくら法律、地方自治法でいう兼業禁止ということでそのときは社長は辞退しておりましたけれども、あくまでも社員に対してもおそらく支持者に対しても俺はこれ反対してくんだということを堂々と宣言しながら戦って誕生した原因である以上、やはり責任はそれなりに持っていくのが当然だろうと思ってましたから、先ほど申しました、私は指名されても辞退すると、協力できないって意思表示があるものだろうという解釈してましたけれどもそうならなくて、結果は、私自身も確かに当時の議会では久保議員が反対の立場からって言いますか、発言されました。ただ、それだけの理由でなくて、私自身はいろんなことを考えた上で、これはやはり進めるには否決したほうがいいだろうと判断はしておりました。私自身はですね。ただ、それが、確かこの議場でそういう発言しなかったもんですから、この判決からいっても反対意見がいっぱいあったわけじゃないというような判決文されております。ただし、第1審の地方裁判所では門前払いといいますが、問題はないという判決であって、そして、第2審であったということであれば、最後まで、本当の法治国家である日本であって、憲法それから地方自治法に係る判断をしていただくのが当然だろうと思いますので、私は今回提案された議案に対する賛成の立場から意見を申し上げます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに賛成者の討論はありませんか。7番、西野耕太郎君。

（7番 西野耕太郎君 登壇）

○7番（西野耕太郎君） 私は、今回のこの上告に対して賛成の意見を述べるものであります。

高等裁のこの判決を見ますと「地方自治法その他の法令において、入札等に係る規定を定めているのは上記の見地によるものであるから、その趣旨に反するような恣意的な取扱いには許されないのであり、当該契約の目的、内容、議案提出までの経緯等、当該議決の趣旨及び経緯その他諸般の事情を考慮しても、当該契約の締結を否決することにおよそ合理的な理由がないような場合には、当該議決は裁量権の逸脱又はその濫用に当たるものとして違法になるものと解するのが相

当である。」と。

これは、我々の地方自治法を守る議員として断じて許されない判断でありますので、私はこれに対して、裁判官の判決に対してはですね、違法については間違っているということから賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに賛成者の討論はありませんか。8番、山田賢司君。

（8番 山田賢司君 登壇）

○8番（山田賢司君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

今、1審が棄却、2審が勝訴という形で司法が別れた判決を出しております。

特に2審の判決にあたっては、議員個々の裁量権について問うている部分も多々多いような感じを受けております。やはり我々議員活動する上で、どこが問題なのか、また、問題がないのか、それをやはり上告して最高裁できちんとした結果を出していただきたい、私はそう思います。

その結果、判例が出た段階で、我々議員個々にまた考えるところがあると思いますが、やはり、この白黒ははっきり、どういう部分が悪いのか、どういう部分で、今、2審の判決が出たのか、また、1審の判決はどうだったのか、それをきちっとした格好で出していただきたい。それを出すためには、やはり上告して最高裁の判決を得る、それが最善の方法だと思いますので、私はこの議案に対して賛成するものでございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに賛成者の討論はありませんか。1番、工藤愛君。

（1番 工藤愛君 登壇）

○1番（工藤愛君） 私は賛成の立場から発言をさせていただきます。

今回の訴訟に関しては、私はですね、憲法の92条の地方自治法、そして、原告が主張している民法179条の主張、こちらの比重が問われているということと理解しております。地方自治法で定められている事項にのっとりて議会運営しており、議会の議決権が決められております。その正当な手段をもって決められた内容に関して否決されたものでありますから、これが損害賠償請求権が生じる、得るべき利益であったと認定することはできないものと考えております。ただし、第2審において、こちらに裁量の逸脱があったと認定されたことも事実でありますから、仮に最高裁においてこの事実が認定されたときには、議会でもって責任をとるという意味で、その訴訟

に関わる費用、損害賠償請求された場合にはそれに関わる費用においても、議員一人一人の負担によって支払われるべきものと考えております。

以上で私の賛成討論を終わります。以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（夏堀文孝君） 起立多数です。

議案第40号は原案のとおり可決されました。ご着席願います

ここで夏堀嘉一郎君の議場への復帰を認めます。

※4番 夏堀嘉一郎君 着席

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第108回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案いたしました議案につきましては、先程、賛成討論、反対討論、様々なご意見があったわけですが、民主主義、議会制度の中で、慎重審議の上、原案のとおりご議決を賜りましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

この後、上告の期限である4月6日に向けて、弁護士と相談しながら手続きを進めてまいります。

すことをご報告申し上げ、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして、第108回南部町議会臨時会を閉会します。

（午前10時51分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏 堀 文 孝

署 名 議 員 工 藤 正 孝

署 名 議 員 根 市 勲